

2021年10月20日

各位

株式会社 北日本銀行

未利用口座管理手数料新設のお知らせ

株式会社北日本銀行（頭取：石塚恭路）では、犯罪に繋がる可能性が高い未利用口座の不正利用被害を防止するため、2021年12月1日以降開設される普通預金口座（総合口座含む）を対象に、「未利用口座管理手数料」を新設し、対象口座の残高が同手数料に満たない場合、自動解約となる取扱いを開始させていただきます。

今後も、より一層お客さまへのサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設手数料の概要

新設手数料	未利用口座管理手数料
対象	2021年12月1日（水）以降に 新規開設 された個人の（個人事業者を除く）普通預金口座（総合口座、総合家計口座を含む）で、最後の入出金から2年以上お取引がない口座 ※2021年11月30日（火）以前に開設になった普通預金口座は本手数料の対象になりません。
手数料	年額 1,320円（税込）
未利用口座に対する取扱	①一定期間、入出金のお取引がない口座をお持ちのお客さまに対して、事前に案内文書をお送りいたします。 ②案内文書送達後3ヶ月間、当該口座のご解約またはお取引が発生しない場合、年間1,320円（税込）の未利用口座管理手数料を口座引落しいたします。 ③当該口座の残高が1,320円未満となった場合、残高全てを手数料として引落とし、同口座を自動解約いたします。
その他	以下の条件に当てはまる普通預金口座は 本手数料の対象となりません 。 ・当該口座残高が10,000円以上ある場合 ・当該口座が、当行借入（カードローンやフリーローン等）の返済用口座として指定されている場合 ・当該口座と同一店舗・同一顧客番号に、金融資産※が1円以上ある場合 ※定期預金、積立定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、外貨預金、国債等

2. 普通預金規定および総合口座取引規定の改定

未利用口座管理手数料の新設に伴い、普通預金規定および総合口座取引規定を改定いたします。なお、改定後の各規定は、2021年12月1日（水）以降に新規開設される普通預金口座に適用されるものであり、それ以前に開設となった普通預金口座には適用されません。

① 普通預金規定

普通預金規定に、以下の条項を新設いたします。

3. (未利用口座管理手数料)

- (1) 当行が定める一定期間、預入れまたは払戻し(利息の入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます。)がない口座を未利用口座として取扱います。
- (2) 当行は、未利用口座に対し、未利用口座管理手数料として所定の手数料を受入します。
- (3) この預金が未利用口座となり、かつ残高が当行の定める一定の金額を超えることがない場合、当行はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当行の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、通知することなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。
- (4) 一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

② 総合口座取引規定

総合口座取引規定に、以下の条項を新設いたします。

21. (未利用口座管理手数料)

- (1) 当行が定める一定期間、預入れまたは払戻し(利息の入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます。)がない口座を未利用口座として取扱います。
- (2) 当行は、未利用口座に対し、未利用口座管理手数料として所定の手数料を受入します。
- (3) この預金が未利用口座となり、かつ残高が当行の定める一定の金額を超えることがない場合、当行はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当行の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、通知することなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。
- (4) 一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

3. 未利用口座管理手数料および規定の適用開始日

2021年12月1日（水）

以上

[本件に関するお問い合わせ先]

営業統括部（担当：川村、石橋）

TEL：019-653-1111（代表）